

新型コロナウイルス感染症に伴う対応について（令和3年4月1日以降）

新規入園児童について、新型コロナウイルス感染症の影響（保育施設が休園した場合、児童が濃厚接触者と判断された場合等）があった場合は、次のとおり対応します。

その他の対応等、御不明な点がございましたら、こども保育教育課（087-839-2358）へお問い合わせください。

なお、保育料等については、新型コロナウイルス感染症の影響（期間等）に応じて、日割り計算とします。

事項	現状	今後の取り扱い
育児休業復帰予定	入所する月の翌月末までに復帰 （例）4/1入所⇒5月末までに復帰	入所する月の翌月末までに復帰 <u>ただし、新型コロナウイルス感染症により、在籍する保育施設が休園した場合等は、休園期間と同期間を延長したときの月末までに復帰</u> ※延長した育児休業復帰証明書の提出要 （例）4/1入所、4/3から4/20（18日間）まで休園 ⇒5/31から18日後の <u>6/18の月末（6月末）</u> までに復帰
就労内定	入所する月の翌月末までに就労開始 （例）4/1入所⇒5月末までに就労開始	入所する月の翌月末までに就労開始 <u>ただし、新型コロナウイルス感染症により、在籍する保育施設が休園した場合等は、休園期間と同期間を延長したときの月末までに就労開始</u> ※延長した勤務（内定）証明書の提出要 （例）4/1入所、4/3から4/20（18日間）まで休園 ⇒5/31から18日後の <u>6/18の月末（6月末）</u> までに就労開始